

広報紙への広告掲載基準要綱

1 掲載内容

- (1) 商業広告及びこれに類するもの

2 掲載基準

広告の選択、掲載にあたっては、広報紙としての立場を損なわないよう、今日の一般社会常識にのっとり、かつ市民生活サイドに立って掲載の可否を決定する。基本的には、次の場合には掲載できない。

- (1) 政治活動及び宗教活動に関係のあるもの
- (2) 名刺広告及びこれに類すると思われるもの
- (3) 社会問題についての意見広告
- (4) 風俗営業に関するもの及びこれに類するもの（風俗営業等取締法で規定する風俗営業）
- (5) 公序良俗に反するもの
- (6) 必要以上に消費者の購買欲等をそそるとと思われるもの
- (7) 貸金融等いわゆる“町の金融”に関するもの
- (8) 不動産の売買に関するもの
- (9) 通信販売に関するもの
- (10) 本市が推奨していると誤解される恐れのあるもの
- (11) その他、広報紙に掲載することが不相当と市長が認めるもの

3 広告料金

- | | |
|----------------------------|---------|
| (1) 全 段（たて4.1cm×よこ17.8cm） | 20,000円 |
| (2) 半 段（たて4.1cm×よこ8.9cm） | 10,000円 |
| (3) 裏表紙（たて12.0cm×よこ17.8cm） | 60,000円 |

ただし、裏表紙を除く同一の広告枠を年度内発行12回分一括で申し込んだ場合、1回分の広告料金を無料とする。

4 広告料金の減免

- (1) 次に該当する場合、商工観光課からの申請により広告料金を1回限り免除することができる。ただし、掲載期間は事由発生日から一年以内とする。

ア 企業が市の企業誘致活動により市内に進出した場合

イ 市内の個人又は企業が市内に創業した場合

ウ 市外の個人又は企業が市内に創業し、市商工会に会員登録した場合

- (2) その他市長が特に必要と認めた場合、減免することができる。

5 申し込み

- (1) 「広告掲載申込書」に必要事項を記入のうえ、発行月の前月10日までに、秘書広報課に申し込むものとする。
- (2) 広告料金は、発行月の末日を納期とする。

6 掲載方法

- (1) 申し込み内容を審査し、受付順に掲載する。
- (2) 広報紙の表紙を除いたページの下部に掲載するものとする。
- (3) 掲載回数に制限はないが、広報情報量や掲載希望者が多い場合は、調整することができる。
- (4) 広告は、4色刷りとし「広告」の文字を挿入する。
- (5) 広告の版については、広告主の責任とする。

(6) 掲載ページは市で決定する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。